解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

宮城県気仙沼市常楽一三〇

財団法人宮城県気仙沼高等学校教育振興会

代表清算人　岡本　寛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号

財団法人船橋市職員互助会

代表清算人　原口　正人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

愛知県岡崎市柱町字鐘場一番地の六五

財団法人長田学園

代表清算人　長田　義雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

愛知県半田市清水西町三九番地

財団法人新家学園

代表清算人　新家　一雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

奈良県香芝市本町一三九七番地

香芝市土地開発公社

代表清算人　鎌田　裕康

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

山口県防府市大字浜方字古浜一九五―二

財団法人防府スポーツセンター

清算人　中村　隆

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年三月七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

高知県宿毛市小筑紫町福良四八六番地イ

清算法人宿毛市福良土地改良区

代表清算人　福井　徹夫

解散公告（第一回）

当法人は定款に定める存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

宮崎県都城市高崎町大牟田一二四七番地

社団法人大牟田振興会

代表清算人　兒玉　実範

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

栃木県足利市通六丁目三二二六番地

財団法人足利トリコット会館

代表清算人　柳田欣一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年四月十七日、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

新座市土地開発公社

清算人　須田　健治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年四月十二日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

東京都あきる野市上ノ台三七番地三

農事組合法人五日市茶業組合

清算人　小室　秀夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

滋賀県彦根市元町四番二号彦根市役所内

財団法人村岸育英会

代表清算人　前川　恒廣

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大阪市東住吉区公園南矢田四丁目二二番一〇号

財団法人枯木会

代表清算人　寺西　利造

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十五年四月十一日付けで解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。土地改良法第六十九条第二項の規定に基づいて公告します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

兵庫県加古川市平荘町磐二八七番地の二

清算法人磐西土地改良区

清算人代表　原戸　春雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

島根県出雲市渡橋町一一二番地

社団法人島根県ボウリング場協会

清算人　秋口　幹夫

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

島根県出雲市大社町鷺浦一二一番地

財団法人鷺浦八千代会

代表清算人　安部　勇

第54期決算公告

平成25年5月15日

栃木県宇都宮市駒生町850番地

日本オート玩具株式会社

代表取締役社長　船山　正弘

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	524,727
	固定資産	158,635
	合計	683,363
負債及び純資産の部	流動負債	126,397
	固定負債	1,556,923
	株主資本	△999,957
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,009,957
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△1,012,457
	（うち当期純利益）	(21,997)
	合計	683,363